

## 既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱

(制定) 平成27年6月23日付27都環公総地第447号

(改正) 平成27年7月15日付27都環公総地第541号

(改正) 平成28年5月10日付28都環公総地第276号

### (目的)

第1条 この要綱は、既存住宅における再エネ・省エネ促進事業実施要綱（平成27年4月28日付27都環公総地第43号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5 3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する既存住宅における再エネ・省エネ促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱で定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 リース契約 実施要綱第4 2に規定する設置機器等の貸主が、当該設置機器等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設置機器等を使用収益する権利を与え、借主は、当該設置機器等の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
  - ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
  - イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 二 割賦販売 実施要綱第4 2に規定する設置機器等の所有者である売主が、当該設置機器等の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該設置機器等の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該設置機器等の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設置機器等を販売すること。
- 三 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約（以下「リース契約等」という。）に基づき、実施要綱第4 2に規定する設置機器等のリース又は販売を行うものをいう。

### (助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4 1に規定する者のうち次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 一 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。
  - ア 実施要綱第4 2に規定する設置機器等を設置する住宅（以下「助成対象住宅」という。）

を所有し、又は助成対象住宅に係る売買契約を締結し所有を予定している個人又は法人（以下「住宅の所有者」という。）

イ 助成対象住宅における、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人（以下「管理組合」という。）

ウ 住宅の所有者又は管理組合と実施要綱第4 2の規定による設置機器等に係るリース契約等を締結しようとするリース事業者

二 過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者

2 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象者としな

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（設置機器等）

第4条 実施要綱第4 2に規定する機器等（以下「設置機器等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

一 太陽光発電システム

次の全ての要件に適合すること。

ア 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

イ 太陽光発電システムから供給される電力が、助成対象住宅の住居の用に供する部分（当該住宅の共用部を含む。以下同じ。）で使用されていること。

ウ 未使用品であること。ただし、第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を行う日（以下「交付申請日」という。）より前に太陽光発電システムが設置されている場合を除く。

エ 都内に設置されるものであること。

二 太陽熱利用システム

次の全ての要件に適合すること。

ア 一般社団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること又は日本工業規格（以下「JIS」という。）に規定する太陽集熱器の基準相当の性能を持つものとして公社が認めるものであること。

イ 太陽熱利用システムから供給される熱が、助成対象住宅の住居の用に供する部分で使用されていること。

ウ 未使用品であること。ただし、交付申請日より前に太陽熱利用システムが設置されている場合を除く。

エ 前号エの要件に適合すること。

### 三 高性能建材

次のいずれかの要件に適合すること。

ア 都内に新規に設置される未使用品であること。

イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する平成26年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）（以下「平成26年度国補正事業」という。）の交付対象として、平成27年4月1日以降に交付決定を受けたものであって、平成26年度国補正事業の額の確定通知を受けていること。

#### （助成対象経費）

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 4に規定する経費であって、別表第1の助成対象経費の欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は助成対象経費としない。

一 第10条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費。ただし、次の経費を除く。

ア 平成26年度国補正事業の交付対象として、平成26年度国補正事業の額の確定通知を受けている場合、平成27年4月1日から交付申請日までの間に契約締結、設置及び支払をしたものに係る経費

イ 平成28年4月1日から平成28年6月30日までに契約締結し、平成28年7月31日までに第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を行ったものに係る経費。ただし、当該契約に係る設置機器等が未使用品である場合に限る。

二 高性能建材を活用した省エネリフォームに係る経費が助成対象経費として認められない場合の太陽光発電利用システム又は太陽熱利用システムの設置に係る経費

三 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業の助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）以外において使用することを目的としたものに要する経費

3 助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象者の自社製品の調達分又は当該助成対象者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

#### （助成対象事業の要件）

第6条 実施要綱第4 5ア（ア）及びイ（ア）の省エネリフォームは、別表第2の工事種別の区分に応じ工事要件の欄に掲げる要件を満たすものとする。

2 実施要綱第4 5イの空き家は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- 一 交付申請日の前日時点で3か月以上居住その他の使用をしていない状態にある助成対象住宅の一区画
  - 二 公社が別に定める空き家バンク（空き家の売買、賃貸等を希望する所有者から申込みを受け、利用を希望する者に対して紹介を行うシステムであって、区市町村が運用するものをいう。）に登録されている助成対象住宅の一区画
- 3 実施要綱第4 5イ（イ）の社会福祉施設は、次のいずれかのものとする。
- 一 認知症高齢者グループホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条19項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設をいう。）
  - 二 都市型軽費老人ホーム（東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第114号）第35条に規定するものをいう。）
- 4 リース事業者が助成対象事業を実施する場合は、リース契約等におけるリース料金又は割賦販売価格について本助成金に相当する額の減額がなされていること。

（本助成金の額）

第7条 助成対象者に対して交付する助成金の額は、次の各号によるものとする。この場合において、助成金の額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

一 住宅における再エネ導入・省エネリフォーム事業

ア 太陽光発電システム

助成金の交付額は、1kW当たり20,000円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールのJIS若しくはIECの国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナのJISに基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。以下「助成額算定基準出力」という。）を乗じて得た額とする。ただし、次のいずれか小さい額を上限とする。

（ア） 助成対象経費から太陽光発電システムに対し国、区市町村その他の団体（以下「国等」という。）が交付する補助金等の額の合計を控除した額

（イ） 戸建住宅に設置した場合にあっては199,000円、集合住宅に設置した場合にあっては199,000円に当該住宅の総戸数（助成対象事業に係る住戸の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額。

イ 太陽熱利用システム

補助金の交付額は、1㎡当たり70,000円に、太陽熱利用システムを構成する集熱器の面積（平方メートルを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。以下「助成額算定基準面積」という。）を乗じて得た額とする。ただし、次のいずれか小さい額を上限とする。

（ア） 助成対象経費から太陽熱利用システムに対し国等が交付する補助金等の額の合計を控除した額

（イ） 戸建住宅に設置した場合にあっては500,000円、集合住宅に設置した場合にあっては500,000円に当該住宅の総戸数を乗じて得た額。

ウ 高性能建材を活用した省エネルギーフォーム

助成金の交付額は、高性能建材を活用した省エネルギーフォームに係る材料費及び工事費の6分の1の額とする。ただし、次のいずれか小さい額を上限とする。

(ア) 助成対象経費から高性能建材を活用した省エネルギーフォームに対し国等が交付する補助金等の額の合計を控除した額

(イ) 戸建住宅に設置した場合にあっては750,000円、集合住宅に設置した場合にあっては750,000円に当該住宅の総戸数を乗じて得た額

二 空き家における再エネ導入・省エネルギーフォーム事業

ア 太陽光発電システム

助成金の交付額は、1kW当たり20,000円に、助成額算定基準出力を乗じて得た額とする。ただし、次のいずれか小さい額を上限とする。

(ア) 助成対象経費から太陽光発電システムに対し国等が交付する補助金等の額の合計を控除した額

(イ) 199,000円に社会福祉施設の入所定員数（以下「入所定員数」という。）を乗じて得た額

イ 太陽熱利用システム

補助金の交付額は、1㎡当たり70,000円に、助成額算定基準面積を乗じて得た額とする。ただし、次のいずれか小さい額を上限とする。

(ア) 助成対象経費から太陽熱利用システムに対し国等が交付する補助金等の額の合計を控除した額

(イ) 500,000円に入所定員数を乗じて得た額

ウ 高性能建材を活用した省エネルギーフォーム

助成金の交付額は、高性能建材を活用した省エネルギーフォームに係る材料費及び工事費の2分の1の額とする。ただし、次のいずれか小さい額を上限とする。

(ア) 助成対象経費から高性能建材を活用した省エネルギーフォームに対し国等が交付する補助金等の額の合計を控除した額

(イ) 700,000円に入所定員数を乗じて得た額

(交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、別表第3に掲げる書類を公社に提出するものとする。

2 前項の規定による申請において、リース事業者が助成対象事業を実施する場合にあっては当該事業者及び住宅の所有者又は管理組合が共同で申請しなければならない。

3 前項の規定は、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第16条、第18条第1項、第19条第1項、第22条第1項、第23条第2項及び第25条第4項の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

(申請の受付)

第9条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間に行うものとする。

2 前項の規定による申請の受付は先着順に行うが、公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、公社の予算の範囲内で受け付けるものを決定する。

（本助成金の交付決定）

第10条 公社は、第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、第8条第1項の申請をした助成対象者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一 助成事業者は、本要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第1項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

二 助成事業者は、公社が第15条第1項又は第24条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

三 助成事業者は、公社が第25条第1項又は第2項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第26条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第27条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

四 助成事業者は、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を公社が求めたときは、公社の指定する期日までに公社に提供すること。

五 助成事業者は、公社が取得財産等の稼働状況等の現地調査等を実施する必要があると認めた場合は、当該現地調査等に協力すること。

六 助成事業者は、助成対象経費について本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

- 七 住宅における再エネ導入・省エネリフォーム事業を実施する助成事業者は、助成対象住宅における取得財産等の設置前及び設置後のエネルギー消費に係る情報等について、都が報告を求めたときは、別に定める方法により、これに応じること。
- 八 住宅における再エネ導入・省エネリフォーム事業を実施する助成事業者は、空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱（平成27年5月12日平成27都市住政第85号）第4（3）アの省エネ改修について、区市町村から交付される補助金等を受給しないこと。
- 九 空き家における再エネ導入・省エネリフォーム事業を実施する助成事業者は、助成対象経費について、認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業実施要綱（平成27年5月27日26福保高施第2107号）4及び都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実施要綱（平成25年6月23日22福保高施第586号）4に規定する事業として、区市町村から交付される補助金等を受給しないこと。
- 十 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、前9号のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

#### （申請の撤回）

- 第12条 助成事業者は、第10条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して1週間以内に、助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都へ報告するものとする。

#### （助成事業の承継）

- 第13条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を継承したもの（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業継続実施承認申請書（第7号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認または不承認を行い、助成事業継続実施（承認・不承認）通知書（第8号様式）により、承継者へ通知する。
- 3 公社は、前項の承認を行った場合には、都へ報告するものとする。

#### （助成事業の計画変更に伴う申請）

- 第14条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第9号様式）を提出しなければならない。
  - 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
  - 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、変更を承認するものとする。ただし、助成対象経費の増額は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとするとともに都へ報告するものとする。
- 4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 5 公社は、前項の条件を付するに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第16条 助成事業者は、個人にあつては住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書(第10号様式)を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第17条 助成事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継(第13条第1項に規定する承継を除く。)をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合は、この限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書きの承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成対象事業の中止の報告)

第18条 助成事業者は、助成対象事業を中止しようとするときは、速やかに助成事業中止報告書(第11号様式)を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の報告を受けた時は、その旨を都へ報告するものとする。

(実績の報告)

第19条 助成事業者は、設置機器等を設置した日と当該設置に係る支払が完了した日のいずれか遅い日(以下「支払等完了日」という。)から、30日以内に事業完了報告書(第12号様式)及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象経費について、国等の補助金等の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の交付額の確定日と支払等完了日のいずれか遅い日から30日以内とする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による提出を、平成29年9月30日までに行わなければならない。

3 第1号の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。

(助成金の額の確定)

第20条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第10条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書(第14号様式)により通知するものとする。

(本助成金の交付)

第21条 助成事業者は、前条の規定により額の確定の通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第15号様式)を提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

(財産の管理及び処分)

第22条 取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)に、取得財産等の譲渡等(次条第1項に規定する譲渡を除く。)により当該取得財産等の所有者が変更された場合、助成事業者及び当該変更後の所有者は、速やかに所有者(助成事業者)変更届(第16号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、助成事業者における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(処分の制限)

第23条 助成事業者は、取得財産等のうち取得価格又は増加価格が1件当たり50万以上のものゝ処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合は、この限りでない。

2 助成事業者は前項の承認を受けようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(第17号様式)により公社の承認を受けなければならない。

3 公社は、前項の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合は、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日26都環総地第6号)第3-2に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求するものとする。

4 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければ

ならない。

- 5 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは、速やかに取得財産等処分承認通知書（第18号様式）により、通知するものとする。
- 6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前5項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（交付決定の取消し）

- 第24条 公社は、次のいずれかの場合には、第10条第1項の規定に基づく助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 国事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
  - 二 助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
  - 三 助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又はこの要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
  - 3 公社は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに助成事業者に通知するものとする。
  - 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（本助成金の返還）

- 第25条 公社は、助成事業者に対し、第15条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の額が、第7条に定める額を超えたことが判明した場合は、助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
  - 3 助成事業者は、第1項又は前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
  - 4 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第19号様式）を提出しなければならない。
  - 5 前項の規定は、次条第1項の規定による加算金及び第27条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
  - 6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前5項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（違約加算金）

- 第26条 公社は、第24条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、

返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (延滞金)

第27条 公社は、助成事業者に対し、第25条第1項又は第2項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (他の助成金等の一時停止等)

第28条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該項の規定を適用する。

#### (個人情報の取扱い)

第29条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び区市町村が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が都及び国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を都及び国等と協議の上、当該都及び国等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者等の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

#### (その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、  
公社が別に定める。

附 則（平成27年6月23日付27都環公総地第447号）

（施行期日）

この要綱は、平成27年6月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年7月15日付27都環公総地第541号）

（施行期日）

この要綱は、平成27年7月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月10日付28都環公総地第276号）

（施行期日）

この要綱は、平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。